

船舶事故調査報告書

平成22年8月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成21年11月24日（火） 05時45分ごろ
発生場所	石川県金沢市金沢港 大野灯台から真方位354° 1,200m付近 （概位 北緯36° 37.6′ 東経136° 36.1′）
事故調査の経過	平成21年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{もり} 盛丸、3.4トン 244-21795石川、個人所有 8.20m(Lr)×2.48m×1.01m、FRP ガソリン機関、182.00kW、平成18年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年6月7日 免許証交付日 平成18年6月7日 （平成23年6月6日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船首船底部を破損 灯浮標 損傷なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、金沢港内のマリーナから石川県かほく市高松沖の釣り場に向かい、船長が、操縦席に腰を掛けて手動操舵に当たり、対地速力約7.0ノットで同港内を北進した。 船長は、GPSプロッターで船位を確認していて、前方の適切な見張りを行っていなかったため、船首方向にある灯浮標の灯光に気付かずに航行を続け、05時45分ごろ、灯浮標に衝突した。 衝突後、船長は、携帯電話で海上保安庁に通報した。 本船は、船首部の破口から浸水して沈没し、船長が、衝突後に救命胴衣を着用し、クーラーボックスを浮きの代わりに抱えて漂流中、周囲が明るくなったことから、付近を通りかかった小型漁船に救助された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 下げ潮初期 海水温 14.5℃
その他の事項	船長は、3年前から月に1回本船で釣りに出ており、夜間、事故発生場所付近の海域を5～6回航行した経験があった。事故当時の経路は、いつも航行している経路と同じであり、明るいときに、釣りに出かけているの

	<p>で、事故現場付近でしゅんせつ工事が行われ、灯浮標が設置されていることや位置が少し移動していることを知っていた。</p> <p>船長は、事故当時はGPSプロッターを見ていたが、レーダーは見えていなかった。GPSプロッターには、衝突した灯浮標の位置は入れていなかった。視力は、眼鏡をかけて両眼とも1.0である。</p> <p>金沢港では、しゅんせつ工事が行われており、しゅんせつ区域を示すために3か所に灯浮標が設置され、海図に図載されているほか、九管区水路通報でも灯浮標の設置について周知されていた。</p> <p>本船が衝突した灯浮標は、緑色灯付きの緑色塗装されたやぐら形浮標で、標体の直径が約1.6m、灯高が海面上約3.1m、灯質が緑光の毎4秒に1閃及び光達距離が約5kmであり、左舷標識となっていた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 622 815 667">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 622 1452 667">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 667 815 712">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 667 1452 712">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 712 815 757">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 712 1452 757">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 757 815 1003">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 757 1452 1003"> <p>本船は、金沢港において、釣り場に向けて航行中、船長が、GPSプロッターで船位を確認することに意識を集中し、適切な見張りを行っていないことから、船首方向にある灯浮標の灯光に気付かずに航行し、同灯浮標に衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、金沢港において、釣り場に向けて航行中、船長が、GPSプロッターで船位を確認することに意識を集中し、適切な見張りを行っていないことから、船首方向にある灯浮標の灯光に気付かずに航行し、同灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、金沢港において、釣り場に向けて航行中、船長が、GPSプロッターで船位を確認することに意識を集中し、適切な見張りを行っていないことから、船首方向にある灯浮標の灯光に気付かずに航行し、同灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、金沢港において、釣り場に向けて航行中、船長が、GPSプロッターで船位を確認することに意識を集中し、適切な見張りを行っていないため、船首方向にある灯浮標の灯光に気付かずに航行し、灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								